

非正規労働者の雇止め等の状況

(平成23年9月報告：速報)

(注)

- (1) 今回の集計結果は、三重労働局及び公共職業安定所が、非正規労働者の雇止め等の状況について、企業に対する任意の聞き取り等により把握した状況をまとめたものである。
- (2) この報告は、労働局やハローワークの通常業務において入手し得た情報に基づき、可能な範囲で企業に対して任意の聞き取りを行っているため、全ての離職事例や詳細を把握できたものではない。特に、今後の雇止め等を予定として把握されたものについては、対象労働者が未定であること等により、現時点で把握が難しい項目があることも留意が必要である。

【集計結果】

1 事業所

37 人

(就業形態別の内訳)

(構成比)

| | | |
|-----------|------|-----------|
| 派遣 | 0 人 | (- %) |
| 契約 (期間工等) | 37 人 | (100.0 %) |
| 請負 | 0 人 | (- %) |
| その他 | 0 人 | (- %) |

非正規労働者の雇止め等について、平成23年8月から本年11月までに実施済み又は実施予定として、新たに把握した個別事例（非正規労働者の雇止め等の人数が一つの事業所において30人以上である場合に限る。）は、1事業所、37人でした。

- ※「非正規労働者」とは、派遣、請負（構内下請けに限る。）、パート、アルバイト、期間工などをいいます。派遣、請負には、派遣元事業所、請負事業所において正社員として雇用されているものを含みます。
- ※「雇止め等」とは、派遣契約の中途解除や再契約停止、請負契約の中途解除や再契約停止、パート、アルバイトまたは期間工の解雇、有期雇用契約の再契約停止などによる雇用調整などをいいます。

※今月の報告は、平成23年8月19日から平成23年9月16日までに把握できたものです。

(調査の変更について)

※1月報告から、一つの事業所において30人以上の離職（予定）者数の情報を把握できた雇止め等の状況についてまとめたものに変更しています。

月別の雇止め等の状況

単月で把握された雇止め等をみると、平成23年8月から11月までに実施済み又は実施予定の人数は以下のとおりです。

(人)

| | 平成23年 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 複数月の 雇止め等 | 合計 |
|-------|-------------|----|-----|-----|--------------|----|
| 9月報告分 | 0 | 37 | 0 | 0 | 0 | 37 |